

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十五条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に

掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第八の二 石綿を含有する製品（第十六条関係）

一 石綿セメント円筒

二 押出成形セメント板

三 住宅屋根用化粧スレート

四 繊維強化セメント板

- 五 窯業系サイディング
- 六 クラッチフェーシング
- 七 クラッチライニング
- 八 ブレーキパッド
- 九 ブレーキライニング
- 十 接着剤

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

(石綿含有製品に係る製造等の禁止に関する経過措置)

第二条 改正後の労働安全衛生法施行令(次項において「新令」という。)第十六条第一項第九号に掲げる物(次項において「石綿含有製品」という。)で、この政令の施行の日(次項において「施行日」という)前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第五十五条の規定は適用しない。

2 施行日において現に石綿含有製品を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成十六年十二月三十一日までの間は、新令第十六条第二項の要件に該当しない場合においても、当該石綿含有製品を製造し、又は使用することができる。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第三条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二一の二の項(二)中「第十号」を「第十一号」に改める。